

推薦規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人長崎県理学療法士協会（以下「協会」という）の定款第4条の事業を円滑に運営することを目的に人材派遣業務における推薦に関して必要事項を定める。

(推薦の内容)

第2条 推薦の内容は、以下の場合に行う。

- (1) 協会事業の目的を達成するために、必要な人材を派遣する
- (2) 行政や他の法人、団体より、講演や会議、各種委員会等への派遣を依頼された場合

(推薦の基準)

第3条 推薦は、以下の基準をすべて満たすものに対して行う。

- (1) 長崎県理学療法士協会会員であること
- (2) 臨床経験が原則20年以上の登録理学療法士であること
- (3) 推進リーダー取得者であり、且つ、地域活動経験が一定期間あるもの
- (4) 協会活動に積極的な関与があるもの
- (5) 地区代表から推薦があるもの（島嶼部などを考慮する）
- (6) 審査会委員（介護保険審査・障害支援区分審査）については、多くの会員を登用する観点から委員を重複させない
- (7) 審査会委員（介護保険審査・障害支援区分審査）の任期を原則10年までとする。
但し、必要な定員に満たないときは、理事会の承認を得て任期以降の再任を妨げない
- (8) その他、理事会で必要と認めたもの（女性会員の起用を促進する）

(推薦と決定・通達の流れ、人材派遣の流れ)

第4条 推薦は、以下の(1)から(5)の手順に沿って、決定・通達するものとする。

- (1) 協会への依頼
- (2) 推薦者選定（地区代表・三役）
- (3) 推薦者要件確認（事務局）
- (4) 理事会審議・決定
- (5) 本人・地区代表通達（事務局）

(委任)

第5条 この規程に定めのない事項については、事務局長の定めるところによる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。

- 1 この規定は、文言を統一して平成28年2月12日より施行する。
- 1 この規定は、一部改正して令和2年6月12日より施行する。
- 1 この規程は、文言を統一して令和3年3月12日より施行する。
- 1 この規程は、一部改正してして令和5年3月10日より施行する。